

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

みやの しょうほう
公平委員会事務局長 宮野 尚 豊



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

公平委員会は、地方公務員法に基づき設置される行政委員会で公平委員3名により構成され、適正な人事権の行使と職員の正当な権利の保護を図ることを目的として、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査（措置要求）、職員の不利益処分に対する不服申立ての審査（審査請求）、職員からの勤務条件その他人事管理に関する苦情の処理（苦情相談）などの業務を行っています。

人口減少社会の到来など社会環境・経済情勢等の変化に伴い、行政ニーズが多様化・高度化し、地方自治体の役割が増大しています。このような状況の中、行政事務を担う職員が適正な勤務環境と人事の下、心身ともに健康で意欲も持ち、安心して職務に専念できるようにし、公務能率の維持・向上発揮を図っていくことは重要であり、措置要求、審査請求、苦情相談などについて、公平委員会が適切かつ迅速に対応していく必要があります。

公平委員会事務局職員は、公平委員会が人事行政に関する公平中立な機関としての機能を担っていることの意義を認識し、審査、相談等の業務の処理に際して必要となる地方公務員法、条例、規則などの関係法令、人事行政に関する知識や相談対応スキルの習得、最新の情報の収集分析等、資質向上に努めてまいります。

令和元年度の振り返り

○定例会の開催、決定、協議等

- ・公平委員会議事規則に基づき公平委員会定例会を12回開催しました。
- ・これまでの事案の審査・相談の運用を踏まえて関係規則の見直しを図り、「不利益処分の審査に関する規則」、「勤務条件に関する措置の要求に関する規則」及び「職員からの苦情相談に関する規則の運用要綱」を改正しました。
- ・処分事例研究等を行いました。
- ・審査請求事案について協議を重ねて、審査を終決し、裁決を行いました。

○資質向上

- ・大阪府公平委員会連合会等が開催する研修への出席等により、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度その他人事行政に関する理解を深めるとともにフィードバックしました。